

消費税分を価格に
転嫁したいけど…

価格やセールを表示はどうした
らいいかな…

消費税の表示や価格について
組合で相談していいかな…



中央会相談窓口までご連絡ください。

消費税転嫁対策 個別相談窓口事業

富山県中央会では、現在検討されている平成26年4月及び平成27年10月の消費税率の2段階引き上げや制度変更に対する円滑な対応を図ることを目的に、中央会内に相談窓口を設置し、個別の相談に応じています。

● 専門家相談窓口設置のお知らせ

富山県中央会では、専門家(弁護士、税理士等)による無料窓口相談、専門家派遣を実施しています。

相談ご希望の方はお気軽に組合担当者までご連絡ください。

● 消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法

- 第1 消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置
- 第2 消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置
- 第3 価格の表示に関する特別措置
- 第4 消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置

【ご注意】 消費税率引き上げの最終決定、消費税の転嫁・表示に関するガイドライン、指針等決定されていないものについては情報提供のみとし、回答できない場合がありますのでご了承願います。

富山県中小企業団体中央会

富山市総曲輪2丁目1番3号

富山商工会議所ビル6F

担当 流通・労働支援課

TEL: 076-424-3686

FAX: 076-422-0835

URL: <http://www.chuokai-toyama.or.jp>

Mail: ryuurou@chuokai-toyama.or.jp